

## 企業内暴力追放体制の構築について

2009/10/14

弁護士 木村良夫

### 1 企業内暴力追放体制構築の必要性について

#### (1) 会社法上の要求（平成17年改正）

会社法は、取締役や使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制などを整備する義務を課している（会社法348条3項4号、会社法施行規則98条1項4号）

→内部統制システムの構築義務

- ・大和銀行株主代表訴訟事件第1審判決(大阪地判平成12年9月20日判例時報1721号3頁)

＝取締役は、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに他の取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負う。

- ・蛇の目ミシン工業株主代表訴訟事件最高裁判決(最判平成18年4月10日判例時報1936号27頁)

＝取締役は、たとえ暴力団関係者等会社にとって好ましくない者から脅迫された場合でも、警察に届けるなど法令に従った適切な対応をすべき義務がある。

#### (2) 金融証券取引法上の要求（平成20年4月1日以降）

上場会社に対して、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から内部統制報告書を作成し、監査証明を受けて、有価証券報告書とともに提出することを要求している（金融商品取引法24条の4の4）。

→上場会社には、当然、金融機関が含まれている。

金融機関は、金融庁から、暴力団等の反社会的勢力との取引の拒絶を強く求められている。

- ・スルガコーポレーション事件→民事再生
- ・アーバンコーポレーション事件→民事再生

#### (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律による規制

→暴力団などの反社会的勢力を下請けに参入させた場合、国・自治体は、元請け企業を指名停止など、元請け会社の責任を問うことがある。

### 2 政府指針について

#### (1) 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（H19.6.19）

＝反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であるが、企業にとっても、社会的責任の観点

から必要かつ重要なことである。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に屈することなく法律に即して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものである。

さらには、反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものに乗っ取ろうとしたりするなど、最終的には、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点から必要不可欠な要請である。

## (2) 基本原則

### ① 組織としての対応

- ・企業の倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、経営トップ以下、組織全体として対応する。
- ・不当要求に対する従業員の安全を確保する。

### ② 外部専門機関（警察、暴迫センター、弁護士など）との連携関係の構築

### ③ 取引を含めた一切の関係遮断

- ・取引関係を含めて一切の関係をもたない。不当要求は、拒絶する。

### ④ 有事における民事と刑事の法的対応

### ⑤ 裏取引や資金提供の禁止

## 3 具体的対応

### (1) 平素からの対応

- ① 経営トップは、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断を会社の基本方針として内外に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取り組みを行い、その結果を取締役に報告する。
- ② 暴力団等の反社会的勢力との対応を統括する部署を整備する。統括部署は、情報を一元的に管理し、社内体制の整備、研修の実施、マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力と一切関係をもたない。平素から注意するとともに、知らずに関係を有してしまったら、速やかに関係を解消する。
- ④ 契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する。自社株の取引状況を確認する。
- ⑤ データベース構築する。
- ⑥ 外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から意思疎通を行う。地域、職域の暴力団排除活動に参加する。

### (2) 有事の対応

- ① 不当要求がなされたら、統括部署に報告・相談し、さらに統括部署から担当取締役へ報告する。
- ② 積極的に外部専門機関に相談するとともに、対応マニュアル等にしながら対応する。

- ③ 担当者や担当部署だけに任せない。民事上の法的対応をするとともに、積極的に被害届を提出する。
- ④ 担当部署が速やかに事実関係の調査をする。不祥事が事実の場合でも、不当要求は拒絶するとともに、別途、対外的な事実開示、再発防止策を講じる。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行わない。

#### 4 具体的対応への取り組み例

(1) 経営トップが、暴力団等の反社会的勢力との取引を行わないことを宣言し、まず社内的に周知徹底を図る。

- ① すべての役職員に宣言を伝達し、役職員が宣言を実行するよう求め、そのための研修を行う。

→過去の事例の報告を求め、今後は、どう対応したらいいかを議論する。その際、過去に暴力団等と取引を行った社員の責任は問わないことを明確にする。

- ② 取締役の倫理規程及び就業規則に暴力団等と関係を有することの禁止及び不祥事を起したり、暴力団等との関係をもってしまった場合の隠蔽禁止を明文化する。

(2) 対外的に発信する。

- ① ホームページ、企業案内などに掲載する。

- ② 取引先へ宣言を配布し、理解を求める。

特に、取引銀行や上場している取引先には、不可欠。

(3) 統括部署ないし統括担当部署を設置する。

- ① 取引拒絶及び不当要求防止の担当取締役、統括担当部署ないし担当者を決める。  
ex. 委員会を設置する。

→委員会のメンバーは、総務担当取締役、総務部長、営業部長、経理部長など。

→委員会の担当部署は、総務部。総務部には、委員会担当の実務担当者（不当要求防止責任者）を複数おく。

- ② 総務部の担当には、社内の取引拒絶関係及び不当要求事案情報が、すべて入るようにルール化する。対応は、委員会で決定し、総務部経由で事案の担当者に伝達する。

→不当要求事案が発生した場合の報告・委員会からの指示ルートを規則化する。

→不祥事が事実であれば、その原因行為に責任を問う必要はあるが、不当要求事案を引き起した事自体では、責任を問わない。不当要求事実の発生や不祥事の事実の隠蔽の方の責任を重くする。

→内部通報システムの検討。

- ③ 総務部の担当は、マニュアルを整備し、社内研修を定期的に行う。また、外部

専門機関との連携等を担当する。さらに情報を収集し、管理する。

- ④ 委員会や総務部の担当の活動は、定期的に取り締役会に報告させる。

(4) 統括担当部署以外の各部署の活動

- ① 暴力追放愛知県民会議の不当要求責任者講習の受講し、責任者をおく。  
② 統括担当部署主催の研修への参加と部署内へのフィードバック。  
③ 不当要求事案が発生した場合の対応を明確にする。

(5) 取引拒絶への取り組み。

- ① 契約書に暴力団排除条項を挿入する。挿入が困難な場合は、誓約書の提出を求める。その際、重要なのは、暴力団等の反社会的勢力との取引拒絶が、会社の基本方針となっていることを取引先に説明すること。  
② 取引が始まってしまっている取引先との契約解消を行うためには、弁護士に相談する。また、所轄警察にも事前相談を行う。

(6) 外部専門機関との連絡体制の構築

- ① 所轄警察との連携→日ごろから、暴力担当と意思疎通を行う  
→事案が発生した場合は、事前相談をする。  
→必要な場合は、警備活動の強化を要請する。
- ② 暴力追放愛知県民会議の活動への参加
- ・賛助会員になる
  - ・セミナーへの参加
  - ・暴力相談の利用（民暴相談担当弁護士による相談受理）
- ③ 弁護士との連携
- ・顧問弁護士の役割
  - ・愛知県弁護士会法律相談センターの民暴相談の利用
- ④ 経理担当部署と公認会計士ないし税理士との連携
- 暴力団等の反社会的勢力との関係を、会計面からチェックする。  
→不審な事案が発見された場合の連絡体制を明確にする。
- ⑤ 愛知県建設業協会のバックアップ体制の利用

参考

暴力追放愛知県民会議	052-953-3000
愛知県弁護士会法律相談センター	052-252-0044

以上